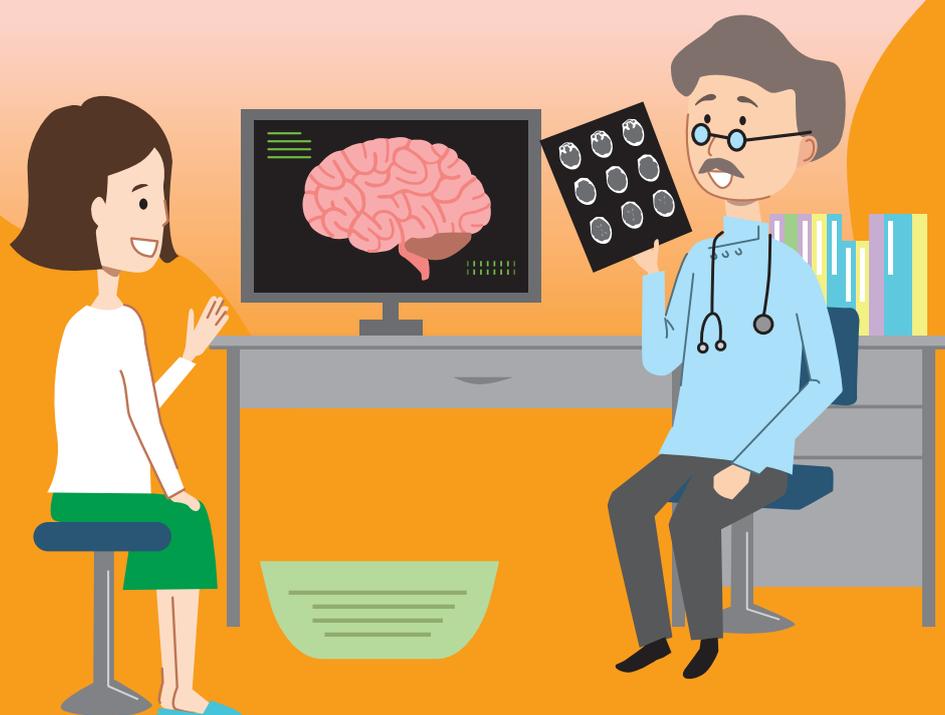


自賠責保険(共済) における 脳外傷による 高次脳機能障害の 後遺障害認定について



このリーフレットは、「脳外傷による高次脳機能障害」に関し、
障害の特徴、自賠責保険(共済)における後遺障害の認定までの流れ、
必要な資料を説明したものです。



国土交通省

1 脳外傷による高次脳機能障害とは

脳外傷による**高次脳機能障害**は、交通事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に発生し、CT・MRIなどの画像診断で脳損傷が認められることが特徴です※。

その障害は、記憶・記銘力障害、判断力低下などの**認知障害**と、感情易変、被害妄想などの**人格変化**を典型的な症状とするものであり、仕事や日常生活に支障をきたします。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの**神経症状**を伴うことがあります。

また、脳外傷による高次脳機能障害は、

- 当時の急性期の合併外傷が重篤であったために、診療医が気付けない場合がある
 - 家族や介護者が、被害者の意識が回復したことで他の症状もいずれ回復すると考えている場合がある
 - 被害者本人が、自己洞察力の低下により症状の存在を否定する場合がある
- 等の理由から、**見過ごされやすい障害**です。

※ 意識障害が軽度の場合やCT・MRIなどで明らかな異常が認められない場合でも、高次脳機能障害が残存することもあります。

認知障害

- 少し前の出来事を思い出せずすぐ忘れる
- 新しいことが覚えられない
- 約束を忘れている等



人格変化

- 些細なことですぐキレる
- 自分の欲求を我慢できない
- 遠慮なく衝動的な行動をする
- やる気が出ない等



神経症状

- 起立困難、ふらつく
- 上手く歩けない
- 物を上手くつかめない等



2 脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定について

自賠責保険(共済)では、交通事故を原因とする高次脳機能障害が残った場合、後遺障害等級※1としての確に認定するため、損害保険料率算出機構(以下「損保料率機構」という。)※2において、審査の公平性・客観性を確保するため脳神経外科医、弁護士等で構成する「自賠責保険(共済)審査会高次脳機能障害専門部会」(以下「審査会」という。)を設置し、調査・認定しています。

※1 自賠責保険(共済)の後遺障害とは、交通事故によって身体面や精神面の回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

※2 損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された団体(非営利の民間の法人)であり、損害保険会社を会員とする組織。損害保険会社からの依頼を受け、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

自賠責保険(共済)とは

- 被害者1名ごとに支払限度額が定められています。
- 被害者は、加害者の加入している損害保険会社(共済組合)に直接、保険金(共済金)を請求することができます。

支払限度額(被害者1名につき)

傷害による損害	120万円
後遺障害による損害	75~4,000万円
死亡による損害	3,000万円

3

高次脳機能障害の後遺障害認定までの流れと必要な資料について

1 交通事故による損害の発生

2 被害者が治療を開始～終了(症状固定)



3 請求者(被害者または加害者等)から保険会社等へ自賠責保険(共済)の請求

必要な資料

1 画像検査資料

高次脳機能障害を認定するためには、**CT・MRIなどの画像検査資料(頭部)**が重要な判断要素となります。**事故発生直後から後遺障害の症状が固定するまでの全ての画像検査資料の提出**をお願いします。



2 診断書・後遺障害診断書

脳外傷による高次脳機能障害の等級認定にあたっては、**事故発生直後から症状が固定するまでの診断書及び後遺障害診断書の記載内容**が極めて重要となります。特に、損害調査にあたり、**被害者の状態(意識障害の有無・程度・継続期間など)**、**各種検査結果、被害者の現在の症状**などを正確に把握するためには、診療記録は不可欠です。

4 保険会社等から損保料率機構へ損害の調査依頼

5 損保料率機構にて損害調査及び審査会での審査

高次脳機能障害の評価にあたり、**受傷当初の意識障害の状態**や、**症状の経過など**を確認するために、損保料率機構や保険会社等から医療機関やご家族の方に、照会させていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします(裏面参照)。

6 損保料率機構からの調査報告を受け、保険会社等にて後遺障害の認定

※ その他請求時に必要な資料等については、保険会社等の窓口にお問合せください

ご請求にあたっての注意点

被害者からの請求権は、「後遺障害の症状が固定した日の翌日から3年間」※で時効により消滅します。請求権が時効により消滅すると、自賠責保険(共済)に請求することができなくなるため、ご注意ください。治療が長期にわたる場合や加害者と被害者の話し合いがつかず、上記の期限内に請求ができないような場合には、事前に保険会社等へお問合せください。

※ 事故日が平成22年3月31日以前の場合は、2年間で時効となります。

日常生活状況報告等について

被害者の日常活動の能力、問題行動の有無、家庭・地域社会等での適応状況等を確認するため、被害者の家族、近親者や介護者など、被害者と日常生活で接している方に、損保料率機構や保険会社等より、所定の様式「日常生活状況報告」で照会させていただく場合があります。

また、併せて、被害者の学校等での過ごし方、就労状況等の状況を確認するため、文書で照会させていただく場合もありますので、ご協力をお願いします。

(例)

小学生以上・成人用 日常生活状況報告

記入年月日 年 月 日

患者様 氏名 性別 記入者名

生年月日 生 患者様との関係 患者様との関係 はい いいえ

1 起床・就寝時間を守れますか。

2 日課にしたがった行動をしていますか。

3 言葉による指示を理解できますか。

2. 問題行動(以下の1~10の項目の問題行動の頻度について、発症前後の該当する数字に○をつけて下さい)

【問題行動の頻度】

0	1	2	3	4	N
1	2	3	4	N	
2	1	2	3	4	N
3	0	1	2	3	4
4	0	1	2	3	4
5	0	1	2	3	4
6	0	1	2	3	4
7	0	1	2	3	4
8	0	1	2	3	4
9	0	1	2	3	4
10	0	1	2	3	4

3. 日常の活動および適応状況(家庭、地域社会、職場、学校などにおいて、日常の活動や適応状況について、該当する数字に○をつけてください)

*下記4.にも具体的に記入ください。

1	2
1	2
2	1

1 顕著な子どもっぽさ、年齢にそぐわない甘えや依存がありますか。

2 ムツとする、怒る、イライラなどの表情や態度がみられますか。

3 大声や奇声あるいは不適切な発言など、場にそぐわない言動がありますか。

医療機関の方へのお願い

- 後日、損保料率機構や保険会社等より、検査(画像検査、神経心理学的検査)のお願いや照会を行うこともありますので、ご協力をお願いします。
- 診療記録の開示に要する費用については、実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内の金額としていただきますようお願いいたします(参考:厚労省通達「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号))。

被害者が小児の場合にご留意いただきたい事項

被害者が小児の場合は、成長・発達に伴う環境の変化(入園、就学など)により、社会的適応障害等が判明する場合があります。このため、社会的適応障害の判断が可能となる時期まで審査を行わないという考え方や、いったん審査を行って、成長・発達によって社会適応障害等が判明した場合に再審査請求を行うという考え方があります。ただし、加害者側と示談が成立し、損害賠償請求権を放棄すると、加害者及び自賠責保険への請求は原則としてできなくなります。



※ご請求に際しご不明な点がございましたら、損害保険会社(共済組合)等の窓口にお問い合わせください。

自賠責保険に関する情報は…
国土交通省 自賠責保険・共済ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/index.html>

自賠責ポータルサイト 検索

